

事業承継における民事信託の活用提案と 実務・法制上の課題検討

龍谷大学法学部教授 今川嘉文

目次

- I 本稿の目的
 - 1 信託利用の活況
 - 2 本稿の検討内容
- II 事業承継における課題
 - 1 事業承継の課題
 - 2 信託活用の意義
- III 事業承継における民事信託の活用方法
 - 1 事業の信託
 - 2 不動産活用維持の信託
 - 3 行使条件付きの株式信託
 - 4 後継者指名権の株式信託
 - 5 議決権行使指図権・配当受領権の株式信託
 - 6 議決権行使指図権・配当受領権分離の株式信託
 - 7 配当受領権単独の株式信託
- IV 受益者連続信託による財産の管理承継
 - 1 民法上の課題
 - 2 受益者連続信託の特性
 - 3 受益者連続信託の利用例と課題
- V 受益者連続信託における遺留分
 - 1 問題点の所在
 - 2 受益者連続信託における受益権の性質
 - 3 遺留分制度の検討
 - 4 生命保険契約と遺留分
 - 5 信託設定行為と遺留分
 - 6 受益者連続信託にみる遺留分の発生段階
 - 7 遺留分侵害と受益者連続信託の効力
- VI 受益者連続信託における遺留分侵害の判断
 - 1 遺留分侵害の判断
 - 2 受益権説の検討
 - 3 信託行為減殺説の検討
 - 4 信託契約における遺留分侵害の有無
- VII 民事信託に対する専門職の関与

I 本稿の目的

1 信託利用の活況

2006年12月に成立した新信託法⁽¹⁾は、受託者の義務の内容を合理化し、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるとともに、多様な信託の利用ニーズに対応するため、新しい類型の信託制度を創設した⁽²⁾。

新信託法は、特に個人の便益を図ることは十分に活用されてこなかった信託制度を、商事だけでなく民事面で普及させることを目的としている⁽³⁾。それにより、①財産承継の手段としての活用、②扶養の手段としての活用、③財産管理の手段としての活用などの意義がある⁽⁴⁾。

平成29年3月末現在、わが国における信託財産総額は1,058.1兆円であり、前年同月末

比約68.8兆円増と過去最高額を更新した。平成16年3月末の信託財産総額が492.3兆円と比較すれば、約2.15倍である（一般社団法人信託協会2017年1月24日付統計）。平成29年3月末現在、わが国の個人金融資産（約1,809兆円）および民間非金融法人企業の金融資産（約1,153兆円）の総計が約2,962兆円であることに照らすと（日本銀行調査統計局2017年6月27日付統計）、信託財産となっている資産の総額は極めて大きい。

前記の信託財産総額は商事信託を対象とするが、民事信託を含め、信託制度の活用ニーズは飛躍的に高くなっている。商事信託は概して大口資産を対象とし、受託者の果たす役割が信託財産の受動的な管理運用等を超えることを期待する場合、商事信託を活用すべきであろう。しかし、民事信託の活用がベストという事案、または商事信託では受託者にとりビジネスとして成立しにくい事案がある。

民事信託は小口資産において活用の幅があり、財産の共有に係る問題の一定の克服、成年後見制度に代わる福祉機能、事業承継における時間の付与など、活用利点は様々である。信託は後見制度より長期にわたり当事者と向き合うことになり、当事者の意見反映に柔軟性を有しつつ、財産分離機能およびガバナンス機能を備えている。当事者が何を求め、何をしたいのかに即して、商事信託と民事信託の併用が考えられる。例えば、家業に関する資産の管理運用等は商事信託を活用し、相続人等との関係では民事信託を活用するなどである。

2 本稿の検討内容

高齢者およびその推定相続人ならびに高齢者の成年後見人（以下、「高齢者等」という。）は、高齢者の健常時・能力減退時・能力喪失時・相続時・二次相続時というライフステージにおいて、高齢者が有する財産（金銭、株式、不動産等）をその意図に即した適切な管理とともに、財産の円滑な承継が求められる。

とりわけ、高齢者が中小企業のオーナー経営者または当該企業の大株主である場合、能力減退または能力喪失となると、会社の経営および意思決定に甚大な影響を及ぼす。相続時または二次相続時に、株式が分散することになると、①現経営権が意図する後継者に承継されない、②経営者または株主間の派閥争いなどが大きくなる可能性がある。

そのため、認知症対策（財産を凍結させない）、承継対策（財産を減少させない、経営権を手放さない）、争族対策（相続人間、株主間等で揉めさせない）、などを講じておくことは各当事者の要望に合致することになるであろう。

本稿は、高齢者が中小企業のオーナー経営者または当該企業の大株主である場合を想定して、事業承継における民事信託の活用事例を提案し、実務および法制上の課題を検討する。とりわけ、財産管理および承継に際して利用が増加している「受益者連続信託」に焦点を当て、そのスキームをめぐる裁判実務で主たる争点となる遺留分侵害の有無について、その課題を考察する。

II 事業承継における課題

1 事業承継の課題

(1) 課題の概要

事業承継には、①経営権の承継（代表取締役の交代）、②財産権の承継（経営者またはその一族が所有する株式の承継）、③承継する経営者・経営主体の選択などの問題が生じる。

これらは、第1に後継予定者が前記①および②の両方を承継することの課題、第2に現オーナー経営者の子供は財産権を承継し、適任者に代表権取締役の地位を与え、監視・監督する地位に就くことの課題、第3に社内外から後継となる経営者・経営主体を募る場合、いかなる基準で適任者を判断するのかという課題等がある⁽⁵⁾。

(2) 株式再集中の困難さ

前記(1)第1の課題に関し、経営権を承継するのであれば、財産権の承継が重要となる。株式を承継できなければ経営権・支配権を長期的に維持できないからである。単に株式を承継させるだけでなく、後継者（例えば、現オーナー経営者の子供等）に株式を集中させる場合、現経営者等の死亡を契機として当該方法を検討することになれば、相続により株式が分散する可能性がある。

相続または新株発行等により分散した株式を後継者に再集中させるためには、①後継者が自己資金で既存株主から個別に交渉取得する、②発行会社が会社資金で既存株主から任意に交渉取得する（自己株買付による金庫株化）、③発行会社が定款変更により、種類株式を発行して既発行の普通株式を取得、または普通株式を議決権制限株式とする、④発行会社が相続人に対する売渡請求権に基づき取得する、などの方法がある。②から④の方法は流通株式数を減少させるなどにより、後継者の持株比率を高めることになる。

しかし、既存株主から個別に交渉取得の場合、株式の売却意思を形成させる交渉、買取価格の算定と買取側の譲歩による株価の騰貴、これらに係る費用および時間コストの負担が生じる。定款変更を伴うスキームでは株主総会決議に瑕疵がないよう、多数株主から賛同を得る必要がある。

(3) 後継者の課題

前記(1)第2および第3の課題に関し、事業の後継者としては、①現オーナー経営者の子供・配偶者等、②役員・従業員等の社内の者または関係者、③M&Aによる社外の者、④事業の信託による受託者、などが考えられる。③以外は、現経営者およびその一族が有する対象会社の株式を親族間で承継（相続・贈与または購入等）することが多い。他方、③のうち、他社との吸収合併では概して、現オーナー経営者は株式を手放し、合併存続会社の株式・金銭を取得する。その結果、支配権は

現オーナー経営者の親族から消滅することになる。

このように複雑な要素を含む事業承継を単に後継者およびその相続の問題にとらえることは不適切であり、対象会社の経営戦略の観点からより適切なスキームが何かを長期的かつ多角的に検討しなければ、各企業の特徴に見合った事業承継は実現できないであろう。

(4) 金銭課題

対象会社の株式を後継者に集中承継させる対策は重要課題である。後継者が現経営者およびその一族、従業員等が有する対象会社の株式を、相続・贈与による取得または購入等する場合、株式対価または納税費用の調達が問題となる。

後継者の経済的負担に対し、オーナー経営者の退職金または生命保険金等の金融資産だけでは自社株の評価額次第では取得費用が不足することがある。後継者の資金調達のため、発行会社が後継者に資金を貸し付け、または自社株式の一部を買い取る場合、発行会社の現預金の流出が大きくなる。その結果、後継者は利益相反取引の法的問題に加え、発行会社の業績悪化を招くことになりかねない。

2 信託活用の意義

(1) 財産の承継と信託

信託を活用することにより、①財産の共有に係る資産凍結問題について一定の対処が可能、②自益信託でスタートすれば、当初は贈与税・相続税は生じない、③流通においては、例えば、一定のスキームを構築することにより、不動産取得税・登録免許税が軽減できる、④推定相続人の婿・嫁に（間接的にしろ）財産を与えたくない、または特定の孫に財産移転をしたいという要望に対応可能、⑤遺言書に代用する一定の補完制度、⑥成年後見制度に代わる福祉機能、⑦事業の承継に係る時間猶予、などの利点が考えられる。

(2) 事業承継における信託活用の利点

事業承継において特に信託を活用する利点

は、次のことが指摘できる。①事業承継の確実性・円滑性、②後継者の地位の安定、③株主総会の議決権分散の防止、④財産管理の安定性などが考えられる。

これら目的のために、例えば、①議決権と財産権に分けて株式を承継（例えば、配当受領権と議決権行使の指図権を分ける）、②信託により後継者に議決権を集中、③後継者の決定後も経営権を維持しつつ後継者に経営の空白期間を作ることなく承継させるといったことが可能である。

信託活用の利点は多数にのぼるが、民事信託の利用において検討が不十分な課題は少なくない。そのため、士業関係者が信託監督人等に就任することで、民事信託の運営における継続的な監視・監督が求められる。

(3) 委託者の意図の実現

信託契約により、委託者の財産は信託財産として受託者の名義となり、受託者が信託財産の管理、運用、処分を行う。受託者は信託財産の管理運用等をする際には、信託目的（信託法（以下、「信託」という。）2条1項）⁽⁶⁾に拘束され、受益者の利益を最優先する任務を負う⁽⁷⁾。受益者は受益権に基づき、受託者から信託の収益配当を受け取る。この受益権は⁽⁸⁾、信託財産を物権的に支配する権利ではなく、受託者に対する給付請求権（受給権）といえる⁽⁹⁾。

信託の活用により、委託者は次の意図を実現できる。第1に、委託者の意思尊重である。委託者が締結した信託契約の目的に従って、受託者が信託財産の管理運用等をするため、委託者の意思が何よりも尊重される。第2に、財産の保護である⁽¹⁰⁾。第3に、委託者死亡後の財産管理である⁽¹¹⁾。第4に、受益者の指定である。信託契約に基づき、委託者は様々な受益者を定めておくことができる⁽¹²⁾。

Ⅲ 事業承継における民事信託の活用方法

事業承継において民事信託を活用したスキームを紹介する。

1 事業の信託

(1) 前提となる事実

A社はX事業およびY事業を行っている。同社のオーナー経営者Pは病気がちであり、売上げの多くを占めるX事業の遂行が困難となっている。しかし、子Qはまだ若く、後継者としての資質があるのか判断ができかねている。

M&AによりA社の売却も選択肢の一つではあるが、QがA社の後継者となる可能性は皆無ではなく、他の方法を検討している。

(2) 事業の信託の活用

事業の信託とは、株式等の承継により会社の事業を個人後継者（現代表者の子供等）に引き継がせるのではなく、財産と債務の集合体としての事業を信託に移転させることである。一定期間、事業の運営を受託者にゆだね、信託期間の満了後に受益者に事業を帰属させる。対象会社の事業を負債も含め、信託の対象とする。従来のオーナー経営者は受益者となる。

後継者がまだ育っていない、または後継者がいない場合、経営能力のある第三者に事業信託をする。事業自体の信託、事業の中継ぎ、会社分割的な活用、遺産分割に活用する方法等がある。

本件では、Pの友人Rが経営するB社に、X事業の運営に関する事業の信託契約を締結する。A社は委託者かつ受益者となり、B社はA社の債権者と債務引受を行う。B社が信託財産の分別管理を果たしている限り、A社の財産は保全される。事業の信託契約には契約期間、一定の解除条件、信託終了時のあり方（X事業の譲渡等）を付しておく。

(3) 活用の利点

本件では自益信託を活用するが、事業信託の活用場面として、つぎの状況が考えられる。

第1に、会社の後継者対策である。後継者がいない場合、または後継者が育つまで、経営能力のある第三者に事業を信託する。中継ぎ的に信託を活用し、将来後継者が経営者として育った場合、信託を終了し、後継者が自身で当該会社の経営を行う。また、信託を継続して、受益者のままでいることも可能である。現オーナー経営者が委託者として、生前に信託会社と信託契約を結び、オーナー自身が受益者となり、相続によって受益権を承継者（後継者）に相続させることが多いと考えられる。

第2に、会社分割的な活用である。会社が所有する多数不動産の賃貸など、高度な経営能力をあまり要しない事業は、経営能力が未だ備わっていない後継者が経営する。他の事業は信託会社に事業信託をして受益者となり、信託終了後に後継者自身で経営する。後継者が経営能力を身につけるまで、時間的猶予が生じる。

第3に、遺産分割に関する活用である。例えば、現オーナー経営者の長男 X_1 に経営能力がない場合、事業部門 P_1 を信託受益権で相続させる。他方、経営能力のある長女 X_2 には事業部門 P_2 を相続させる。同族間の紛争を予防することもできる。

(4) 検討課題

事業の信託の課題として、①受託者の選択困難性と法的責任の範囲、②受託者の管理・運営整備のあり方、③委託会社の営業秘密の漏洩、受託者の選定、委託者側の機関承認等の手続内容、④対象事業のリスク回避のため、委託者が受託者と締結する責任財産限定特約の内容、⑤関係者の倒産・死亡からの隔離の実現可能性、等がある。

2 不動産活用維持の信託

(1) 前提となる事実

Q社のオーナー経営者Pは、P名義の不動産X地をQ社に無償使用させている。Q社株を子Aに相続させると、X地を子A以外の推定相続人に相続させる必要が生じ、Q社がX地を使用できなくなる可能性がある。

(2) 不動産活用維持の信託

不動産活用維持の信託とは、オーナー経営者が有する不動産を会社に活用させている場合、後継者に対象会社の株式の承継をさせる一方で、会社が不動産X地を活用させたまま、相続人の利益を確保するものである。

本件では、Pを委託者かつ第1次受益者、Q社を受託者、Pの推定相続人全員を第2次受益者とする受益者連続信託契約、およびPとQ社がX地につきPの死亡を始期とする始期付賃貸借契約を締結する。Pの死亡後、Q社はPの相続人全員（第2次受益者）に不動産X地の賃料を支払い、受託者Q社はX地を管理かつ使用する。相続人は安定的に賃料を受領できる。

(3) 活用の利点

Q社は現在、使用しているP名義の不動産X地を、Q社自身が受託者となり管理・使用でき、Pの死去後においても、第1次受益者であるPの相続人全員との賃貸借契約が成立する。Q社は将来にわたり継続的にX地を使用でき、Pの相続人は安定的に賃料を受領できる。

(4) 検討課題

不動産活用維持の信託の課題として、①Aに集中した株式価値と第2次受益者が受領する賃料のバランス、②受託者Q社の経済的負担、③Q社による賃料不払いの対処、④受託者の管理・運営整備のあり方、等がある。

3 行使条件付きの株式信託

(1) 前提となる事実

A社のオーナー経営者Xは高齢となり、子Zを後継者に考えている。XはA社株の大半

を保有するが、認知症等になり、議決権行使ができなくなることが不安である。

(2) 行使条件付きの株式信託

行使条件付きの株式信託とは、オーナー経営者が認知症等による議決権の的確な行使ができなくなることへの備え、自身を委託者兼受益者、後継者を受託者とする始期指定の株式信託契約を締結するものである。オーナー経営者に認知症等が発症すれば、後継者が議決権を行使できる。

本件では、A社のオーナー経営者Xは自身を委託者かつ受益者、Yを受託者として、「Xが認知症になった場合、信託契約は発動し、受益者Zは議決権行使の指図権および配当受領権を有し、Zの議決権行使の指図に基づき、YがXに代わって議決権を行使する」などの行使条件を付けた始期指定の株式信託契約を締結する。

A社からの利益配当は第1次受益者Xまたは第2次受益者Zになされ、Xの死亡後、遺言または信託契約に基づき、ZはX保有のA社株に関する株式信託の受益権を相続する。受益者連続信託の併用により、Zの次代の後継者を、Xが指名することができる。

株主総会における議決権行使に関し受託者に指図する権利などの指図権は、信託法には明文規定がないが、受益者指定権等（信託89条1項）に類似の権利である。指図する権利は、信託契約に基づき、①受託者、②委託者、③委託者が指名した第三者のいずれかが有する。

本件では、受託者および第2次受益者を同一とすることも考えられる。

(3) 活用の利点

信託契約の発動と同時に、後継者ZはX保有のA社株の議決権行使が可能となり、経営が円滑に承継される。

Xは受益権連続信託により、Zの次の世代のことに関しても意思を反映させることができる。

(4) 検討課題

行使条件付きの株式信託の課題として、①成年後見制度と比較した場合の複雑性、②受託者が事実上、会社の支配権を握ることへの反発、③株主間契約との相違、④受託者に対する監視・監督のあり方、⑤後継者の経営離脱の対処、⑥第2次受益者と受託者以外の相続人間との経済的利益のバランス等がある。

4 後継者指名権の株式信託

(1) 前提となる事実

P社のオーナー経営者Xは子A・Bについて、いずれの後継者とするか迷っていた。最近、Xは体調不良で入院を繰り返すようになってきたため、自身が出社できない場合、および死亡または認知症等により後継者を選ぶことができなかった場合の対処をしておきたい。

(2) 後継者指名権の株式信託

後継者指名権の株式信託とは、委託者が議決権行使の指図権、受益者が配当受領権を有し、受託者は議決権行使し、オーナー経営者の体調不良・死亡等に備え、会社の後継者を指名する受益者指定権者を定める信託である。

本件では、P社のオーナー経営者Xは自身が体調不良で出社できなくなっているため、株主総会の議決権行使を、長年経営に関与する取締役Y（株主）に委ねる。Xの死亡または認知症等の発症の場合、親族Zによって後継者を指名してもらう。

そのため、Xを委託者かつ受益者、Yを受託者、Zを受益者指名権者とする後継者指定の株式信託契約を締結する。締結後、信託契約を直ちに発動させ、Xの議決権行使の指図権に基づき、YがXの保有株式に係る議決権行使をする。Xが死亡または認知症等の発症後、Zが後継候補者であるAまたはBを指名して受益権を取得させ、かつ後継者を決定する。この場合、第1に、後継者が決定した段階で、信託契約を終了する方法、第2に、後

継者指名を受けたAが受託者Yに対し、議決権行使の指図をする。Yは当該指図に従いP社株主総会で議決権行使をする。P社はYに利益配当等をして、Yから配当金が信託契約に指定する者に渡されるという過程を経て信託を終了する方法がある。

(3) 活用の利点

P社のオーナー経営者Xは容態が激変したとしても、株主総会の議決権行使および後継者の指名に影響を及ぼすことができる。

Aは後継者に指名された直後は、Yに議決権行使の指図をする。以降では、信託が終了し、AはYを通じてではなく、直接に議決権を行使する。

(4) 検討課題

後継者指名権の株式信託の課題として、①後継者に指名されなかった者への対応、②受託者に対する監視・監督のあり方、③受益者指定権者が公正に後継者を選択できるのか、④登場人物が複雑になり、委託者の意図が適切に伝わるのか、⑤受託者が事実上、会社支配権を握ることへの反発、等がある。

5 議決権行使指図権・配当受領権の株式信託

(1) 前提となる事実

P社のオーナー経営者Xは、子Aを後継者とするため、保有するP社株をAに集約させたい。しかし、Xが亡くなると推定相続人A～Dの間でP社株の相続に関し円滑に話しがまとまるのか不安である。遺言でその旨を書いておくことも考えるが、P社からも了解を得ておきたい。

(2) 議決権行使指図権・配当受領権の株式信託

議決権行使指図権・配当受領権の株式信託とは、オーナー経営者が保有する自社株式を後継者に円滑かつ確実に承継させるため、議決権行使の指図権および配当受領権を受益者とする信託である。オーナー経営者は生前中、第1次受益者となり、オーナー経営者の死後、

後継者が第2次受益者となる。

本件では、P社のオーナー経営者Xは一般社団法人Yを設立し、P社株を信託する。Xは委託者かつ第1次受益者として、議決権行使指図権および配当受領権を有する。YはXの指示に従い、P社株主総会で議決権行使を行うとともに、受け取った配当等をXに交付する。受託者Yが株主名簿に記載され、自社株式を管理する。

Xが死亡すると、第2次受益者に指名されていた後継者Aが議決権行使の指図権および配当受領権を有する。この時点で、Aに相続税が課される。Aは勝手にXが保有していた自社株を処分できない。

Xの死亡後は、Aが議決権行使の指図をYに行う。受託者Yを一般社団法人とするため⁽¹³⁾、社員にP社の役員が就任することが考えられる。

(3) 活用の利点

第1に、P社のオーナー経営者Xは生前中、議決権行使の指図権および配当受領権を有するため、信託する以前と実質的には変わらない。

第2に、事業承継の確実性および円滑性である。Xが死亡すると、議決権行使の指図権等は第2次受益者である後継者Aに承継させる。AはXの死亡と同時に第2次受益者となるため、経営者の空白期間が生じない。Aは円滑かつ確実に支配権を取得できる。遺言よりも、生前に後継者対策ができ、P社から後継者に関する承認を事前に得ることができる。

第3に、後継者の地位の安定性である。遺言撤回または複数の遺言書があると、後継者の地位は不安定となる。信託では、当該懸念を払拭できる。

第4に、自社株の管理である。受託者は一般社団法人とし、株主名簿に記載されるため、後継者Aが勝手にXが保有していたP社株を処分することを防止できる。

(4) 検討課題

議決権行使指図権・配当受領権の株式信託の課題として、①後継者を変更する場合、関係者の同意を要する、②後継者に指名されなかった者への対応、③受託者に対する監視・監督のあり方、一般社団法人の社員候補をどのように選択するか、④会社側が受託者を株主として承認するための説得を要する、⑤登場人物が複雑になり、委託者の意図が適切に伝わるのか、等がある。

6 議決権行使指図権・配当受領権分離の株式信託

(1) 前提となる事実

前記5の事実に加え、P社のオーナー経営者Xは、子A・BのうちAを後継者としていたが、Bにも経済的配慮をしたい。Xが亡くなると推定相続人A・B間でP社株の相続に関し円滑に話がまとまるのか不安である。遺言でその旨を書いておくことも考えるが、P社からも了解を得ておきたい。

(2) 議決権行使指図権・配当受領権分離の株式信託

議決権行使指図権・配当受領権分離の株式信託とは、オーナー経営者が保有する自社株式のうち、議決権行使の指図権を後継者の受益権とし、配当受領権を非後継者の受益権とする信託である。

オーナー経営者は生前中、第1次受益者となり、議決権行使指図権および配当受領権の両方を受益権として有する。オーナー経営者の死後は、後継者および非後継者が第2次受益者となるが、受益権の内容に差異を設け、後継者に事実上の支配権を付与する。

本件では、P社のオーナー経営者Xは一般社団法人Yを設立し、P社株を信託する。Xは委託者かつ第1次受益者として、議決権行使の指図権および配当受領権を有する。YはXの指示に従い、P社株主総会で議決権行使を行うとともに、受け取った配当等をXに交付する。受託者Yが株主名簿に記載され、X

が保有していた自社株式を管理する。

Xが死亡すると、第2次受益者に指名されていた後継者Aが議決権行使の指図権を有し、非後継者Bが配当受領権を有する。この時点で、AおよびBに相続税が課される。AおよびBは勝手に自社株を処分できない。

AおよびBが有する議決権行使の指図権または配当受領権の割合を一定割合ずつとすることも考えられる。

Xの死亡後は、Aが議決権行使の指図をYに行う。受託者Yを一般社団法人とし、社員にP社の役員が就任することが考えられる。

(3) 活用の利点

第1に、経営権の維持である。P社のオーナー経営者Xは存命中、議決権行使の指図権および配当受領権を有し、信託する以前と実質的には変わらない。

第2に、事業承継の紛争回避・軽減である。Xが死亡すると、議決権行使の指図権は第2次受益者である後継者Aに承継させる。AはXの死亡と同時に第2次受益者となるため、経営者の空白期間が生じない。Aは円滑かつ確実に支配権を取得できる。非後継者Bには配当受領権を付与することで、事業承継の紛争回避・軽減が可能である。

第3に、後継者の地位の安定性である。遺言撤回または複数の遺言書があると、後継者の地位は不安定となる。信託では、当該懸念を払拭できる。

第4に、自社株分散化の回避である。遺留分を考慮すると、P社株は分散化する可能性が高い。議決権行使指図権および配当受領権に分離することで、当該懸念に対処できる⁽¹⁴⁾。

(4) 検討課題

議決権行使指図権・配当受領権分離の株式信託の課題として、①議決権行使指図権および配当受領権の受益権の評価、②後継者・非後継者を変更する場合、関係者の同意を要する、③受託者に対する監視・監督のあり方、社員候補をどのように選択するか、④会社側が受託者を株主として承認するための説得を

要する、⑤登場人物が複雑になり、委託者の意図が適切に伝わるのか、等がある。

7 配当受領権単独の株式信託

(1) 前提となる事実

P社のオーナー経営者Xは、子Zを後継者と考えているが、自身の存命中は経営権を握っていたい。利益配当は家族を抱えてお金が必要なZに渡るようにしたい。Xが亡くなった場合、ZがP社の経営権を円滑かつ確実に掌握できる方法を検討している。

(2) 配当受領権単独の株式信託

配当受領権単独の株式信託とは、オーナー経営者が保有する自社株式のうち、後継者に配当受領権を受益権として付与する信託である。

オーナー経営者は存命中、委託者として議決権行使指図権を有し、配当受領権は後継者候補である子が受益権として有する。この時点で、委託者から受益者に配当受領権に関する「みなし贈与」が生じる。

オーナー経営者の死後、信託が終了し、受託者は信託財産である株式を受益者に交付する。

本件では、P社のオーナー経営者XはYを受託者として、P社株を信託する。Xは委託者として、議決権行使の指図権を有する。YはXの指示に従い、P社株主総会で議決権行使を行うとともに、受け取った配当等を後継者候補である子Xに交付する。受託者Yが株主名簿に記載され、自社株式を管理する。

Xが死亡すると、信託が終了し、Yは信託財産であるP社株をZに交付する。ZはP社の経営権を掌握する。受益者に指名されていたZに相続税が課される。

(3) 活用の利点

第1に、経営権の維持である。P社のオーナー経営者Xは存命中、議決権行使の指図権を有し、信託する以前と経営権に関し実質的には変わらない。また、財産権をZに取得させることができる。

第2に、事業承継の紛争回避・軽減である。Xが死亡すると信託が終了し、P社株はZに承継させる。ZはXの死亡と同時に実質的に経営権を掌握するため経営者の空白期間が生じない。Zは円滑かつ確実に支配権を取得できる。

第3に、経営者の意向反映である。信託設定から数年後を原因として、または委託者の死亡を原因として、信託終了とする。経営者の意向を柔軟に反映させることができる。

第4に、種類株式等の会社法上の手続回避である。例えば、①拒否権付株式を経営者に発行し、普通株式を後継者に生前贈与する、②属人的種類株式を経営者に発行し、現経営者は拒否権を有するものとし、普通株式を後継者に集約させるなどである。しかし、種類株式等の発行の課題として、①定款変更、特別決議等を要する、②拒否権付株式では後継者が株主総会で行った意思決定を拒否することができるが、積極的に株主総会で意思決定に参加できない、③属人的種類株式では、経営者の死亡後のスキームを構築できないなどがある。他方、民事信託では、これら課題に一定範囲で対処が可能である。例えば、①民事信託では契約当事者の手続で済む、②現オーナー経営者は積極的に株主総会で意思決定に参加できる、③委託者である現オーナー経営者の死亡後について、計画を立てることができる。

(4) 検討課題

配当受領権単独の株式信託の課題として、①配当受領権の受益権の評価方法、②信託設定時において後継者にみなし贈与としての課税負担の発生、③受託者に対する監視・監督のあり方、④会社側が受託者を株主として承認するための説得、⑤登場人物が複雑になり、委託者の意図が適切に伝わるのか等がある。

Ⅳ 受益者連続信託による財産の管理承継

1 民法上の課題

次世代に対する財産承継として、後継ぎ遺贈がある⁽¹⁵⁾。これは、第1次受遺者の受ける財産上の利益が、ある条件の成就または期限の到来した時から、第2次受遺者に移転する遺贈である⁽¹⁶⁾。民法上、後継ぎ遺贈の効力に関し、学説は、①特殊な遺贈類型の一種だとして有効と解する見解⁽¹⁷⁾、②無効とする見解に相対している⁽¹⁸⁾。①の見解では、遺贈の対象が不動産または動産の所有権であるとすると、第1次受遺者は期限付きの所有権を取得するにすぎない。しかし、所有権は完全・包括的・恒久的な権利であり、存続期間を定めた所有権は認められないと解される⁽¹⁹⁾。後者②の無効説が多数説と思われる。

2 受益者連続信託の特性

(1) 受益者連続信託の導入経緯

後継ぎ遺贈は、民法上の可否が議論されてきた。他方、後継ぎ遺贈型受益者連続信託(以下、「受益者連続信託」という。)のニーズとして、①残された家族等の生活保障、②中小零細事業者等における事業承継、③血族等による財産承継を望む意向への配慮および必要性などから⁽²⁰⁾、「これらの場合にその財産をもっとも適切に活用できるのにふさわしい順位で財産が承継される保証が必要である」という提唱がなされていた⁽²¹⁾。

信託法改正要綱試案の補足説明では、一定目的のために、「共同均分相続とは異なる財産承継を可能にする手段」の必要性が指摘されている⁽²²⁾。新信託法は「受益者の死亡により他の者が新たな受益権を取得する旨の定めのある信託の特例」として、受益者連続信託を新設した(信託91条)。

(2) 受益者連続信託の特性

信託は所有権を受益権に転換し、受益権を

受託者に対する財産給付請求権として設計している。信託契約により受託者および受益者は信託財産を恣意的に処分できず、委託者の意思が反映される⁽²³⁾。

しかし、あまりに長期の信託財産の拘束は委託者による処分禁止財産を創設するなどを理由に、公序良俗違反(民90条)になると考えられた⁽²⁴⁾。そのため、後継ぎ遺贈型受益者連続信託がなされたときから、30年を経過した時以後に現に存する受益者が死亡するまでの期間有効とするように期間を区切っている。受益者連続信託の立法経緯において、信託法91条の局面では、所有権絶対の原則および所有権の概念との相克は問題視されていない⁽²⁵⁾。

3 受益者連続信託の利用例と課題

受益者連続信託における信託契約では、次の内容が多くみられる。例えば、A(委託者かつ第1次受益者)は、生前中には自益信託として、受益権を自己のために活用する。Aが死亡後、受益権のうち、①Y1(Aの子、受託者かつ第2次受益者)が6分の4、②X1およびX2(Aの子、第2次受益者)が各6分の1を取得する。Y1、X1またはX2が死亡すると、これらの各受益権は消滅する。当該受益権は次順位の第3次受益者Y2(Y1の子)が取得する。

当該事案の信託契約に係る受益債権は、①信託財産の不動産の売却代金より発生する経済的利益、②賃料他の信託不動産より発生する経済的利益、③信託財産の株式から生じる利益配当、④信託金銭による身上監護、⑤受益権持分の取得請求権、などを想定している。受益債権は、第2次受益者が他の第2次受益者を譲受人として受益権持分を譲り渡すことができるとする内容を信託契約に明文化することがある。

受益者連続信託は運用上、裁判実務で争われる論点として、①遺留分侵害および遺留分減殺請求に関する課題、②受益者連続信託ス

キームの公序良俗違反の有無、③当該スキームの脱法信託性の有無、④当該スキームの利益相反性の有無である。これら内容について、次章以降で考察する。

V 受益者連続信託における遺留分

1 問題点の所在

受益者連続信託の運用上、裁判実務で争われることが多い論点として、遺留分侵害の有無がある。前記IV 3の事案では、Aが死亡後、受益権のうち、Y1が6分の4、X1およびX2が各6分の1を取得する。Y1、X1またはX2が死亡すると、Y1、X1またはX2の各受益権は消滅して、Y2が取得する。当該スキームでは、次の内容が課題となる。

例えば、①受益権は、遺留分減殺請求の対象となるのか、②減殺請求の対象とすれば、どの時点で観念すべか、③第1次、第2次、第3次と受益者が連続して取得していく場合、どの時点においてまで遺留分を配慮すべきか、④特定の者に受益権が収斂するスキームは違法であるのか、⑤遺留分侵害がある場合、信託財産の返還義務があるのか、⑥各受益者は信託財産の運用による遺留分相当額またはそれ以上の現実的利益を得ていることにより、遺留分侵害は無いといえるのか、⑦信託目的(家業の継続、財産の散逸防止等)の意図は、相続秩序に影響を与えるのか、などである。そのため、受益者連続信託を利用した財産承継が遺留分減殺請求にいかなる対応をすべかを検討する。

2 受益者連続信託における受益権の性質

(1) 受益者の死亡と受益権の消滅

受益者連続信託とは、「受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め(受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。)のある信託」である(信託91条)。

受益者連続信託では、受益者が死亡すると、当該受益者が有する受益権は消滅して、他の者が新たな受益権を取得する。第2次以降の受益者は、先順位の受益者からその受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得するのである⁽²⁶⁾。他方で、受益者の死亡により、順次他の者が受益権を取得するという選択がある。

(2) 受益権の直接取得

遺言に代わる生前信託(以下、「生前信託」という。)では、第2次受益者が死亡して、第3次受益者に受益権が移転する場合、第3次受益者は第2次受益者から受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得する。

受益者が連続するというのは、受益権を承継するのではなく、各受益者はそれぞれ異なる受益権を原始的に取得するものと考えられる⁽²⁷⁾。しかし、第2次受益者についても、委託者が死亡時に始期付きの存続期間の不確定な権利を取得したものとして、遺留分に必要な算定がなされると解される⁽²⁸⁾。

受益者は相続ではなく、委託者から受益権を取得した後、受益者が死亡すると当該者の受益権は消滅する。次の順位の受益者は委託者から受益権を直接に取得することになる。

受益者連続信託では、先順位受益者の死亡により、受益権はその後順位受益者に相続されるのではなく、委託者からの移転となる。受益者の死亡により、①受益権の消滅、②後順位受益者の受益権の発生が繰り返される。

(3) 受益者連続信託と相続法との関係

受益者連続信託は相続による財産承継ではない。しかし、死後の財産承継であり、公平の観点から、特別受益および遺留分制度等の相続法規の適用が一定範囲であると考えられている⁽²⁹⁾。これら議論において、「相続法の公序」を信託によって潜脱することができないという一般的・抽象的前提がある。なお、「相続法の公序」が何であるのか、その内実の不透明さがある⁽³⁰⁾。

信託法改正要綱試案の補足説明は、遺言代用信託および受益者連続信託に関し、「効力の発生時期が委託者の死亡時である信託契約については、これと同一の構造を有する死因贈与に関する規定が類推適用される」と述べる。「委託者の死亡時を効力の発生時期とする」遺言代用信託および受益者連続信託は死因贈与に関する考え方が斟酌されるとされる⁽³¹⁾。

3 遺留分制度の検討

(1) 遺留分制度をめぐる議論

講学上、遺留分は、被相続人の財産の処分自由原則という私的自治の尊重と遺族の生活保障の調整制度とされる⁽³²⁾。遺留分をめぐる紛争の実質は、共同相続人の一部に対する遺贈または贈与によって家族内部で不公正な財産配分が行われたとして、その是正を求める共同相続人間の争いへと変化してきた。そして、共同相続人間で作用することが多い現実を踏まえて、現行民法の遺留分制度は、相続人の権利および平等を一定範囲で保障するものとされる。例えば、①「生活保障に必要な遺留分」付与は肯定する、②被相続人の専横または特定の者に対する偏愛から相続人を保護することが考えられる⁽³³⁾。

遺留分制度の根拠とされてきた理由に関し、近年、様々な批判がある。例えば、子の遺留分に関し、①被相続人の平均寿命が伸長し、相続人である子は概して一定以上の年齢であり、②社会保障の変化および充実等に鑑みて、遺留分は遺族の生活保障という機能を必ずしも果たしていない、③遺留分の公平性維持機能では、婚外子などの相続の形式的平等を一定程度、維持することに意味はあるが、それ以外には被相続人により図られた、家族内の財産関係調整による家族の実質的平等が妨害される短所がある、という批判がなされている⁽³⁴⁾。

永石弁護士は、「遺留分事件を担当した裁判官の中には、遺留分制度はマイナスの制度

と捉える裁判官が少なくないように思われる」と指摘する。また、久保内元東京高裁判事は、「遺留分権者の展開する受遺者との争いには、利己的で頑迷な権利意識に依拠するなど、極めて不条理な戦いと見られるものもある。・・・家族法相続法の理念についての見解の相違、家族観・価値観の変動には著しいものがあるが、遺産分割調停・寄与分を定める処分の審判等においては、寄与分の評価の判断・運用に際し、家事審判官において割り切りすぎた数値化に走らず、ほどよい、というよりも、むしろ十分な裁量を働かせ、英断をしてほしいとの思いを募らせられることがある」と述べる⁽³⁵⁾。

(2) 遺留分減殺請求の権利濫用

遺留分減殺請求が権利濫用に該当する事由がある。例えば、被相続人と遺留分権利者につき、①家族関係が形骸化していること、②信頼関係が破壊され離縁請求または相続廃除を求めるのに相当するような重大な事情があるときは、権利濫用法理の適用があると考えられる⁽³⁶⁾。

名古屋地判昭和51年11月30日判タ352号293頁は、養子Aが音信不通であったため、他方の養子Bが老親の介護を行い、財産を守ることにも寄与してきたこと等から、AがBに遺留分減殺請求をしたことは、権利濫用に該当するとした。裁判例を概観すれば⁽³⁷⁾、遺留分減殺請求行使の濫用について、様々な認定要素が形成されてきた。身分関係が形骸化し、遺留分減殺請求を認めることに対し、正義衡平の観点に照らし不当と認められる事情がある場合⁽³⁸⁾、遺留分減殺請求が権利濫用にあたとされることがある⁽³⁹⁾。

(3) 遺留分侵害の対応と制限

相続人は、遺留分侵害を伴う法律行為に対し、遺留分減殺請求権の行使(民1031条)ができる。減殺請求がなされて初めて遺贈等が遺留分を侵害した限度において効力を失う⁽⁴⁰⁾。対象となる法律行為自体が無効となるものではない。

遺留分減殺請求がなされた場合でも、その減殺を受けるべき限度において、遺留分権利者に価額弁償をすることにより、相続財産の返還義務は生じない(民1041条)。当該規定は、受贈者・受遺者にとり、ある財産の交換価値の把握以上に、「現物としての一体性が重要であり、分割によって経済的・社会的価値を著しく喪失する場合、現物の分割または返還を免れるため」に設けられた⁽⁴¹⁾。

最判平成12年7月11日民集54巻6号1886頁は、贈与・遺贈の目的物が複数の財産からなる場合、減殺請求権者からの現物返還請求に対し、価額弁償をして返還義務を免れることができるとしている。同判決に対し、「価額弁償義務は任意債務としての性質を強め、受遺者は対象が経営的資産か否かに関係なく、その保持の必要性の有無を問うことなく、価額弁償制度の活用によって、取得したいと思う減殺弁物を確保できるようになった」という指摘がある⁽⁴²⁾。

4 生命保険契約と遺留分

(1) 生前信託と生命保険との類似性

学説上、生前信託に関しては、生命保険との類似性を根拠として、「遺留分侵害の問題は生じないと解する余地がある」という見解がある。西教授は、「遺言の代用となる生前信託については、遺留分算定の基礎となる財産に含まれるのかなど不明確な点が多い。生前信託は、他人のためにする生命保険契約と類似点が見られることから、やはり遺留分の規定にかからないと解することもありえよう。」と指摘する⁽⁴³⁾。

生命保険契約において、被保険者の死亡により、保険金受取人は保険金請求権を自己の固有の権利として取得する。そのため、保険金請求権は保険契約者の相続財産とはならない(最判昭和40年2月2日民集19巻1号1頁)。

では、保険金受取人の変更により、新受取人が取得した保険金請求権が遺留分減殺請求

権の対象となるのか。例えば、Aは保険契約者かつ被保険者として、保険金受取人を配偶者Bにしていた。ABには子供2人がいるが、不仲となり家庭内別居をするようになり、Aは保険金受取人をAの父Cに変更した後、病死した。この場合、Bは遺留分減殺請求権を行使して、相続財産の一定割合を確保するため遺留分の侵害額を請求することはできるのか。最判平成14年11月5日民集56巻8号2069頁は、最判昭和40年2月2日を引用して、「死亡保険金請求権は、指定された保険金受取人が自己の固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではない・・・、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることはできない」と判示した。

従来、学説は死亡保険金請求権が遺留分減殺の対象となるかに関し、肯定説と否定説に分かれていた⁽⁴⁴⁾。保険金受取人の変更行為は、遺贈・贈与にあたるのではない。保険契約者が保険金受取人を相続人以外の者に変更した場合、「保険契約者の法定相続人は保険金受取人に対し遺留分減殺請求が認められない」ことを、本判決は初めて明らかにした。その理由として、①死亡保険金は保険金受取人が自己の固有の権利として取得するものであり、保険契約者または被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産を構成するものではない、②死亡保険金請求権は被保険者の死亡時に初めて発生するもので、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係には立たず、被保険者の稼働能力に代わる給付でもない、などからである⁽⁴⁵⁾。

(2) 否定説の検討と批判

否定説によれば、生命保険金請求権は相続財産を構成するものではなく、受取人が固有の権利として取得する。そのため、遺留分算定の基礎となる財産の中に入れまたは減殺を受けるべき処分とすることはできず、この権

利を遺留分についての民法1030条・1031条の「贈与」「遺贈」の中に入れて減殺の対象となると解することは固有の権利を侵害することになるとされる⁽⁴⁶⁾。

否定説の論理展開は必ずしも十分ではないという指摘がある⁽⁴⁷⁾。また、本判決が共同相続人の一人を死亡保険金受取人にした事案に及ぶかどうかは議論がある⁽⁴⁸⁾。しかし、判決文中の理由づけからは、当該事案への妥当性を否定すべきではないという意見がある⁽⁴⁹⁾。

なお、保険金請求権の発生時期は、第三者のためにする保険契約においては、保険事故の発生により保険金請求権は受取人の固有財産に帰属し、相続財産に含まれないと解する点では一致しているとされる⁽⁵⁰⁾。

5 信託設定行為と遺留分

(1) 法制審の議論

受益者連続信託は、相続秩序から、一定の期間制限および遺留分減殺の対象とすることで一般に有効と考えられることが、立法過程で議論された（平成17年12月16日法制審議会信託法部会第27回会議事録38頁～43頁）。

学説上、信託法に基づく財産承継に関し、民法の遺留分規定が適用されるのかは、「信託法に従った財産承継において、民法の遺贈または死因贈与と類似の性質を有し、遺留分制度を完全に無視はできない」ことが通説に近い。道垣内教授は、「信託の設定によって、遺留分減殺を一律に免れるという効果が生じるものではないことは、ほぼ一致があり…」と述べる⁽⁵¹⁾。

(2) 学説上の議論

信託設定行為が遺留分減殺請求の対象となることに肯定的な理由として、次の指摘がある。能見教授は、「信託設定行為は厳格には遺贈でも贈与でもないが、受益権が無償で受益権を取得する場合には、一般の生前信託が、遺言代用の生前信託か、遺言信託かによって、贈与、死因贈与、遺贈と同様に扱い、遺留分減殺請求の対象となるということが言えるで

あろう。」と述べる⁽⁵²⁾。

沖野教授は、「遺留分制度についてはそれ自体が相続法の公序である限り、信託の設定によって回避できない」と述べ⁽⁵³⁾、「信託法もまた、相続に関する事項については民法と補完的に相続法を構成しているという見方もありえよう」と指摘する⁽⁵⁴⁾。

6 受益者連続信託にみる遺留分の発生段階

(1) 法制審議会の議論および学説

受益者連続信託において、遺留分を配慮する必要はあろう⁽⁵⁵⁾。では、遺留分を「どの段階で」考えるのが問題となる。新信託法の立法作業段階の議論では、次の内容が明確にされている。

第1に、連続受益者との関係で委託者が死亡した時点で、一定内容の受益権が付与されたものとして、必要な算定がなされる（平成18年1月12日法制審議会信託法部会第28回会議事録33頁）⁽⁵⁶⁾。第2に、委託者が死亡し、第1次受益者による受益権の取得の段階でのみ遺留分を考えるべきであると説明されている（平成18年1月17日法制審議会信託法部会第29回会議事録13頁～14頁）⁽⁵⁷⁾。

学説上、連続受益者の定めのある信託（遺言信託、生前信託の両方がある）において、遺留分権者の遺留分を侵害しているか否かの判断は、委託者死亡時に1回だけ行くとされる。その理由として、連続受益者の受益権はすべて、委託者の設定した信託によって生じるものであり、先順位の受益者の死亡によって後順位の受益者に受益権が承継的に移転されるわけではないからとされる⁽⁵⁸⁾。

(2) 議事録の記載内容

信託設定時に財産処分がなされるという考えについて、新信託法の法制審議会信託法部会は、「遺留分の問題をどの段階で考えるのかという問題に関連することなんだと思いますけど、これは未存在の受益者がいたとしても、信託を設定したときに財産が処分されたというふうに考えて、その財産処分が処分者

の相続が起きるときにですか、遺留分を侵害することになるかどうかという観点から考えると。あくまで途中の段階でもってある受益者の受益権が消滅して、次の受益者に移りますけれども、その段階では消滅した受益者の財産が処分されたという形では考えないと、最初の設定の段階ですべて遺留分の問題を考えるということになるのではないかと思います。」と指摘している（平成18年1月17日法制審議会信託法部会第29回会議議事録13頁）。すなわち、遺留分は処分者の一定相続人との関係で問題になるとされる（同議事録14頁）。

(3) 具体例

前記(1)を事例に基づき述べる。例えば、委託者X、第1次受益者をXの妻A、第2次受益者を長男Bとする。Xが死亡し、次いで第1次受益者Aが死亡したとき、受益権は第2次受益者であるBに移転する。しかし、妻Aから長男Bへの移転では相続を観念しないため、遺留分減殺を考えないとされる。

この結果、Aの共同相続人として次男Cが存在する場合、CはAの死亡時点で遺留分減殺請求権を行使できないとされる。そのため、Xの死亡時に、Aが受益権を通じて取得することになる相続財産を、委託者の相続にあたっての遺留分算定の基礎とすべきことになる⁽⁵⁹⁾。この説明については、「特に異論は見ない」ことが指摘されている⁽⁶⁰⁾。

(4) 生前信託への適用

前記(3)の事案を受益者連続信託のなかでも、生前信託に当てはめる。生前信託では、①委託者が生前中は自身が第1次受益者となり、②委託者が死亡すると、指名しておいた者（例えば、配偶者・子等）が第2次受益者となる。

生前信託の場合、委託者＝第1次受益者であるため、第1次受益者が死亡して、第2次受益者に受益権が移転する場合に、第2次受益者は遺留分侵害があると減殺請求権を行使できる。しかし、第2次受益者が死亡して、第3次受益者に受益権が移転する場合、遺留

分減殺請求権を行使できないことになる。

7 遺留分侵害と受益者連続信託の効力

受益者連続信託で仮に遺留分侵害があり、減殺請求があったとしても、直ちに信託の効力を失うものではない⁽⁶¹⁾。遺留分規定に反しても遺言が当然に無効となるのではなく、遺留分権利者から減殺請求をなし得るに過ぎない⁽⁶²⁾。

また、複数の受益者が存在し、その一部の受益者が他の相続人である受益者の遺留分を侵害していると考えられるとき、信託設定自体を減殺すると、遺留分を侵害していない受益権の権利を不当に侵害することになる⁽⁶³⁾。これを避けるためには、遺留分減殺請求は受益者に対しなされ、減殺請求を行使した者に、減殺された割合に対する当該受益権が帰属することになると考えられる。

受益者連続信託で仮に遺留分侵害があったとしても、信託の効力が維持される理由に関し、道垣内教授は、次のように指摘する。

信託設定により、委託者の財産が受託者に移転すること自体、誰にも利益を与えるものではない。遺留分の侵害は受託者から受益権者として利益を受ける地位を取得することによって生じるものであり、問題は受益権の取得である。受益権者による受益権の取得の前段階として位置づけられる、委託者による信託設定は、それ自体は誰の遺留分を侵害しない行為である。少なくとも、遺留分の関係においては、相続は当該信託が設定されたというかたちで生じたと考えることができる。被相続人が相続開始の時に有していた財産の価額は、受益権の価額とする⁽⁶⁴⁾。遺留分侵害とされる対象の法律行為は、直ちに公序良俗違反により無効ではなく、必ずしも不法行為となるものではない。

なお、信託設定の遺留分減殺請求の相手方として⁽⁶⁵⁾、学説上、①受託者説⁽⁶⁶⁾、②受益者説⁽⁶⁷⁾、③受託者＋受益者説がある。③が有力説とされてきた⁽⁶⁸⁾。

VI 受益者連続信託における遺留分侵害の判断

1 遺留分侵害の判断

信託の設定において、遺留分侵害があると考えられる場合、信託設定のどの部分が遺留分を侵害し、減殺請求の対象となるのか。

第1に、信託設定行為そのものは遺留分侵害とはならず、受益者の受益権取得を遺留分侵害行為ととらえる説（受益権説または受益権帰属減殺説）である。減殺請求は、受益権の取得によって遺留分権者の遺留分を侵害している受益者に対してなされ、減殺された割合に対応する受益権が減殺請求者に帰属する⁽⁶⁹⁾。

第2に、信託設定行為そのものが遺留分侵害行為となり、遺留分減殺請求の対象となる財産の価額が信託財産の価額であるとする説（信託行為減殺説または信託財産説）である。遺留分侵害の範囲で信託行為の効力が否定され、受託者への信託財産の移転の効力も否定される⁽⁷⁰⁾。

2 受益権説の検討

(1) 遺留分の侵害時点

受益権説では、受益者連続信託において、遺留分減殺請求の対象となる財産は、信託財産ではなく、各受益者または帰属権利者が有する「受益権」と解される。信託財産が減殺されるならば、信託財産の独立性はなく、過去・現在・未来の受益者の受益権に影響を与え、ときに当該受益者の遺留分の侵害がさらに問題となりうるからである⁽⁷¹⁾。

道垣内教授が指摘するように、信託設定により、委託者の財産が受託者に移転すること自体、誰にも利益を与えるものではなく、遺留分の侵害は受託者から受益権者として利益を受けるといふ地位の取得が前提となる。そのため、遺留分減殺請求の対象となる財産は、受益権が対象となろう⁽⁷²⁾。

ある相続人が遺言信託による信託受益権を与えられたとき、その評価において、遺留分が侵害されていないとされれば、相続にあたり信託受益権を取得することで満足しなければならない。「遺留分の侵害を受けた者は、遺留分減殺の結果、信託受益権ではない、確定的な所有権等を取得できるはずだ、信託受益権が取得できるのではおかしい、というのでは、理屈が通らない」とされる⁽⁷³⁾。

(2) 他の受益者の保護

他者の遺留分を侵害しないかたちで受益権を取得した者が存するとき、信託設定を減殺することによって信託全体を覆滅させることは、信託法が、詐害信託の規律において、善意の受益者を害させないように、悪意の受益者に対する受益権の移転請求を基本としていることと一貫しない⁽⁷⁴⁾。

すなわち、相続財産の価額は、信託財産ではなく、受益権の価額を基準とし、減殺請求は、受益権の取得によって遺留分権利者の遺留分を侵害している受益者に対してされるとともに、その結果、減殺された割合に対応する受益権が減殺請求権者に帰属すると解すべきとされる⁽⁷⁵⁾。

(3) 価値評価の低額化の有無

信託により対象財産が受益権となり、所有権より価値評価は低額化する可能性が高く、減殺請求の範囲は縮減するという批判がある⁽⁷⁶⁾。

しかし、例えば、対象財産が不動産であり、賃貸して収益を得ている場合、信託設定しているか否かに関わらず、賃料は年々減少する。また、抵当権が設定された物件である場合でも、減額される。他方で、信託財産の一体的運用により、一定の収益が定期的に生じる事案もある。信託設定がなされた場合にだけ、評価が減額されるのは、当を得ていないという指摘がある⁽⁷⁷⁾。

(4) 受益権説に対する批判とその考察

受益権説に対する批判として、能見教授は、次の設例を前提とする。（設例）被相続人Z

に相続人として子A Bがおり、Zが遺言（生前での信託契約とは異なる）で全財産1億円相当を信託し、Aに生涯毎月50万円の給付を受けることのできる受益権を与え、Aが死亡したら、信託は終了し、残余財産はAの子Cに帰属することが定められたとする。Bは遺留分権者であり、1億円×1/4の2,500万円が遺留分である。Bが相続する額はゼロであるから、Bは遺留分に相当する2,500万円まで被相続人がした財産処分の減殺を請求できるとする⁽⁷⁸⁾。

能見教授は、この事案の前提として、Aの受益権の1/4がBに移転することで、Bの遺留分額2,500万円に達することになるのか疑問である。受益権帰属を一定割合否定し、その分を遺留分権者に帰属させることが遺留分権者の利益の保護として十分かと指摘する⁽⁷⁹⁾。当該設例では、Bは相続対象から排除され、遺留分減殺請求をしなければ受領する相続財産はゼロである。能見教授は、「遺留分制度は、相続人の処分行為（贈与、遺贈）を完全かつ絶対的に否定するものではない。遺留分権者に遺留分に相当する財産を確保できればよいのである。」と指摘する⁽⁸⁰⁾。

3 信託行為減殺説の検討

信託行為減殺説では、信託設定行為そのものが遺留分侵害となり、遺留分侵害の範囲で信託行為を否定する。前記2(4)の設例では、遺留分権者Bは遺留分の割合の範囲で信託設定の効力を否定でき、否定された部分は遺留分権者Bに帰属する⁽⁸¹⁾。

信託行為減殺説に関し、加藤弁護士は、「立法過程でどの程度有力なものであったかについては、法制審議会の議事録では確認できなかった」と指摘する⁽⁸²⁾。そして、「信託財産の一部が遺留分減殺請求者に移転した場合、委託者が信託を設定した目的を達しえなくなる可能性が高いのではないか（信託163条1項1号）という問題は生ずるように思われる」と述べる⁽⁸³⁾。

複数の受益者が存在し、一部の受益者が他の相続人である受益者の遺留分を侵害しているとする。信託財産を遺留分減殺請求の対象とすれば、信託財産が一体的に管理運用されて生じていた収益が、信託財産の分割により適切な収益が生じなくなり、受益者全員に不利益となる可能性がある。その結果、他の遺留分権利者の遺留分を侵害するかもしれない。信託財産が金銭ではなく不動産であり、それが賃貸借により運用されている場合、信託債権者（信託が成立していると思って受託者と取引をした債権者）および他の受益者に不測の影響を及ぼす。

そのため、遺留分減殺請求は受益権に対してなされ、減殺請求者に減殺された割合に対する受益権を帰属するものとされる。民法は、遺留分に相当する相続財産そのものが、必ず相続人によって承継されるべきことを要求するものではない。遺留分に相当する利益が、何らかの形式において、相続人に遺留することである。相続人の全部が信託されるが、遺留分の価額に相当する利益が、信託における受益権または信託財産の帰属権の形式において、相続人に与えられている限り、相続人の遺留分を侵害する結果を生じることはないと言われる⁽⁸⁴⁾。

4 信託契約における遺留分侵害の有無

(1) 受益権の収斂と受益者連続信託の法的性質

遺留分侵害が争われた判例および学説等に照らし、前記IV3の事案を検討する。当該事案では、受益者の死亡により、その受益権が消滅する。第2次以降の受益者は、先順位の受益者からその受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得する。生前信託では、第2次受益者が死亡して、第3次受益者に受益権が移転する場合、第3次受益者は第2次受益者から受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得する。

受益者連続信託は、相続による承継ではない。しかし、死後の財産承継であり、公平の観点から、特別受益および遺留分制度等の相続法規の適用が一定範囲でなされると考えられている。当該信託において、遺留分を配慮する必要はあるが、遺留分をどの段階で考えるのかは、法制審議会信託法部会の議論において、委託者が死亡し、第1次受益者による受益権の取得の段階でのみ遺留分を考えるべきであると説明されている（平成18年1月17日法制審議会信託法部会第29回会議議事録13頁以下等）。

生前信託では委託者＝第1次受益者であるため、第1次受益者が死亡して、第2次受益者に受益権が移転する場合に、遺留分減殺請求権を行使できる。しかし、第2次受益者が死亡して、第3次受益者に受益権が移転する場合には、遺留分減殺請求権を行使できないことになる。

このように考えると、Y1の子Y2を第3次受益者として、受益権を収斂して承継させることに問題はなく、X1・X2はY2に受益権が収斂されることを回避したいのであれば、その方法が提示されている。第3次受益者において遺留分の配慮は発生しないと考えられる。

(2) 遺留分減殺請求の対象となる財産

受益者連続信託において、遺留分減殺請求の対象となる財産は、信託財産ではなく、各受益者または帰属権利者が有する受益債権と解される。その理由として、次のことが指摘できる。

第1に、もし直ちに信託財産が減殺されるならば、信託財産の独立性はなく、過去・現在・未来の受益者の受益権に影響を与え、ときに当該受益者の遺留分の侵害がさらに問題となりうる。第2に、信託設定により、委託者の財産が受託者に移転すること自体、誰にも利益を与えるものではなく、遺留分の侵害は受託者から受益権者として利益を受ける地位の取得が前提となろう。第3に、信託財産は個々

の特性に照らし、概して「現物としての一体性」が重要であることが多い場合、総体として一体的に保有、管理されることが、信託財産を構成する不動産の経済的価値の維持・向上に資することがある。第4に、受益者連続信託において、遺留分減殺請求の対象となる財産は、各受益者または帰属権利者が有する「受益債権」であることは、学説上、多数説または有力説である。第5に、対象財産が受益債権であることをもって、直ちに価値評価が相当に低額化するとはいえない。

(3) 信託財産の運用による相応の収益の取得

前記IV3の事案では、受益権はY1の子孫が取得するため、Y1は信託財産の適切な管理運用等（例えば、売却、賃貸）を行わず、X1・X2が死亡するまで待つ。信託財産である不動産の売却が適切と考えられる場合でも、当該売却をせず、Y1に対し信託財産をX1・X2の利益になる管理・運用することは期待できない。これは遺留分規定を潜脱できるものであるという主張が考えられる。

しかし、X1・X2は対象受益権から毎年、相応の収益を定期的に取得し、今後も一定収益が見込まれるなど、X1・X2の経済的状況に配慮がなされている。X1・X2に遺留分に相当する現実的利益が当該配慮により手当されているのであれば、想定事案における受益権の割合をもって、遺留分侵害には当たらないであろう。未来永劫にわたり推定相続人に対する遺留分を配慮することまで、受益者連続信託は予定してはいないと考えられる。また、遺留分侵害の有無をもって直ちに信託契約全体が終了するものではないことは、受益権説（受益権帰属減殺説）および信託行為減殺説（信託財産説）においても妥当しないであろう。

VII 民事信託に対する専門職の関与

事業承継において民事信託を活用するためには、法律・税務・会計等の専門家（以下、

「専門職」という。)の関与が重要である。例えば、初期の計画立案、関係者との調整、法務局・税務署等の事前調整、信託登記、違法行為の継続的チェック等がある。また、専門職は、後見制度支援信託の利用または併用において専門的知識・経験に基づく合理的判断を行うことが求められる。

受益者が未だ存在していない場合、信託管理人を選任することができる。信託管理人とは受益者に代わって権利を行使する者である(信託123条)。受益者が現存する場合であっても、受益者のために受託者の監督を行う者(信託監督人)、受益者のために受益者の権利を行使する者(受益者代理人)をそれぞれ選任することができる。信託監督人等に専門職が就任することが考えられる。

【注】

- (1) 新信託法は旧信託法の改正という形式をとらず、新立法として導入された。旧信託法は大正11年の制定以降、実質的改正がほとんどなされなかった。財産承継および資金調達に際し信託利用が飛躍的に進み、旧信託法の根本的な見直しが求められるようになり、平成18年12月に新信託法は成立した(寺本昌広「新しい信託法の概要」ジュリ1335号2頁(2007年))。
- (2) 寺本昌広=村松秀樹=富澤賢一郎=鈴木秀昭・三木原聡「新しい信託法の概要」法律のひろば(2007年)5頁。財産承継に係る新たな信託として、遺言信託、遺言代用信託、後継ぎ遺贈型受益者連続信託などを明文化された。
- (3) 商事信託と民事信託は信託を用いて「何を行うか」の相違であるにも関わらず、信託業の飛躍的發展に伴い、信託は金融というイメージが定着している傾向にある。これは信託制度が長らく金融制度の中に位置づけられてきた側面がある。例えば、1922年に零細信託会社を規制する信託業法が制定、1954年に信託業育成のため銀行業務と信託業務の分離とともに、貯蓄手段として信託が發展した。1960年代以降、企業年金のため信託が活用され、1980年代に有価証券運用、土地活用・都市再開等のため信託が利用されるようになった。1990年代に信託兼営法に基づき一定の金融機関の信託業務の兼営が可能となり、2000年に「資産の流動化に関する法律」が制定され、倒産隔離機能に着目した顧客分別金信託等が活発化し、金融商品取引法の規制を受けるようになった。
- (4) 深山雅也「新しい信託制度の民事信託分野における活用」NBL832号36頁以下(2006年)。
- (5) 牧口晴一=齋藤孝一『事業承継に活かす持分会社・一般社団法人・信託の法務・税務』(中央経済社・2015年)278頁。
- (6) 信託目的は受託者の行動指針であり、その権限範囲を確定する。信託目的は信託を終了すべきか否かの判断基準となる(能見善久『現代信託法』(有斐閣・2004年)14頁)。
- (7) 受益者は次の権利を有する。第1に、信託の収益配当権である。受益者は受託者から、運用利益のうち諸費用および信託報酬を差し引いた残額の実績配当を受ける。信託財産の運用で生じた損失は受益者に帰属する。第2に、受託者に対する監督は正権である。受益者は収益配当権を確保するため、受託者に帳簿閲覧請求および信託違反行為の差止請求権などを有する。第3に、受託者に対する解任権である。委託者および受益者はその合意により、いつでも受託者を解任することができる。
- (8) 受益権とは、「信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって、信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(受益債権)」および「これを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一切の行為を求めることができる

- 権利」である（信託2条7項）。
- (9) 能見・前掲注(6) 191頁。
- (10) 例えば、委託者が死亡した場合でも、委託者の意図に沿った財産等の承継が可能となる。委託者が有する財産を信託の設定により受託者の名義に変更することで、委託者の判断能力の欠如および委託者死亡後の財産共有による紛争を防止することができる。
- (11) 委託者が死亡した場合、委託者が生前に設定した信託目的に従って受託者が財産管理を行うため、当初の意図に沿った財産等の承継および長期にわたる財産管理が可能となる。
- (12) 例えば、委託者が定めた第1次受益者が死亡し、その受益者が有する受益権につき、他の者を第2次、第3次受益者として定めておき、受益権を数次にわたり承継させることができる。他方、遺言では、「私が死亡すれば、Aに不動産Xを継がせる。Aが死亡すれば、XをBに継がせる」という後継ぎ遺贈を定めることには否定的である。
- (13) 河合保弘『種類株式&民事信託を活用した戦略的事業承継の実践と手法』（日本法令・2015年）200頁を一部参照した。
- (14) 工藤慶和氏（一般社団法人信託協会調査部）は、平成28年度信託法学会報告「平成18年信託法制定後の残された課題に関する立法論的考察」において、受託者以外の者が受託者に対し信託財産の管理・処分に関する指図を行う権限（指図権）を詳細に検討する。指図権は委託者・受益者だけでなく、それ以外の第三者に付与される場合がある。指図権に関し、商事信託法研究会「指図型信託における指図権者の位置付け」信託256号4頁等（2013年）を参照。
- (15) 後継ぎ遺贈は、次のように説明される。遺言者Xが遺言により、X所有の不動産Pを配偶者Yに対し、Yの死亡を解除期限（終期）として与える（第1次遺贈）。Yが死亡した場合（Yの死亡が停止期限）、XYの相続人ではないZ（例えば、Xの甥）に対し、Zの生存を停止条件としてPを与える（第2次遺贈）。当該事案では、ZはYから本件不動産Pを承継するのではなく、第1次遺贈の失効を介して、Xから直接にPの遺贈を受ける（田中亘「後継ぎ遺贈～その有効性と信託による代替可能性について」米倉明編『信託法の新展開』（商事法務・2008年）214頁参照）。後継ぎ遺贈は、第2次遺贈のことを指す（米倉明『家族法の研究』（新青出版・1999年）324頁）。
- (16) 最判昭和58年3月18日判時1075号115頁は、後継ぎ遺贈が問題となった。遺言者Pが材木商を営み、当該営業に必要な不動産を妻Yに遺贈し、Yが死亡後に、Pの兄弟姉妹Qらで分割する旨を遺言した。原審（福岡高判昭和55年6月26日家裁月報36巻3号154頁）は、「本件条項は後継ぎ遺贈に該当し、現行法上、明文規定を欠くとして、Yへの遺贈は有効であるが、Qらへの遺贈は法的効力が認められず希望条項である」と判示した。最高裁は、遺贈の趣旨は様々に解され、それを明らかにすべきとして原審に差戻した。その中で、第2次受遺者Qらへの利益を移転すべき負担を第1次受遺者に負わせた負担付遺贈、第1次受遺者に使用収益権を付与し、第1次受遺者死亡を不確定期限としたQらへの遺贈と解しようとした。
- (17) 有効説として、米倉・前掲注(15) 323頁以下、稲垣明博「いわゆる『後継ぎ遺贈』の効力」判タ662号41頁（1998年）等がある。米倉・前掲注(15) 331頁は、①最判昭和58年3月18日判タ496号80頁が後継ぎ遺贈に対し無効説を採用したとは必ずしも明確ではない、②無効説が後継ぎ遺贈の必要性に背を向け、法律関係の複雑性・不安定性を根拠にしているにすぎない等を指摘する。田中（米倉編）・前掲注(15) 231頁は、後継ぎ遺贈型受益者連続信託が立法化

- されても、民法上の後継ぎ遺贈の効力が否定されないとする。
- (18) 中川善之助＝泉久雄『相続法』(有斐閣・2002年) 569頁、川淳一「受益者死亡を理由とする受益連続型遺贈」野村豊弘＝床谷文雄編『遺言自由の原則と遺言の解釈』(商事法務・2008年) 19頁。
- (19) 川島武宣編『注釈民法(7)』川井健(有斐閣・1967年) 224頁。後継ぎ遺贈を否定する根拠として、遺贈の効力発生後、条件成就または期限到来までの期間が長期にわたるとき、受遺財産をめぐる法律関係につき受遺者を拘束する。その間に、受遺者が受遺財産を処分した場合、また、受遺者の債権者がそれを差し押さえた場合、後継ぎ遺贈者はこれらにどう対処できるのか、法律関係は明白ではない、などの指摘がある(中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法(28) 相続(3) [補訂版]』(有斐閣・2002年) 190頁(阿部浩執筆))。
- (20) 例えば、Xが妻Pに先立たれ、Yと再婚をした。Xが死亡した後、Yの生活が心配である。しかし、Yが死亡したときに、先妻Pとの間に生まれたQに財産を残し、かつYの親族には渡したくない場合、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を設定する。第1次受益者をY、第2次受益者をQとすることで、Xの意図を実現させることができる(田中和明＝田村直史『信託の理論と実務入門』(日本加除出版・2016年) 158頁)。
- (21) 福井秀夫「後継ぎ遺贈型受益者連続信託の法と経済分析」判タ1247号96頁(2007年)。
- (22) 法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案補足説明」170頁。
- (23) 四宮和夫『信託法 [新版]』(有斐閣・1989年) 129頁～131頁。
- (24) 能見・前掲注(6) 189頁。
- (25) 沖野眞己「信託法と相続法～同時存在の原則、遺言事項、遺留分」水野紀子編『相続法の立法的課題』(有斐閣・2016年) 26頁。
- (26) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』(商事法務・2007年) 260頁。
- (27) 寺本昌広・前掲注(26) 260頁。
- (28) 田中＝田村・前掲注(20) 157頁～158頁。
- (29) 赤沼康弘「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」小野傑＝福山雅也編『新しい信託法解説』(三省堂・2007年) 265頁。
- (30) 沖野(水野編)・前掲注(25) 27頁。
- (31) 星田寛「遺言代用信託」金融商事1261号181頁(2007年)。
- (32) 永石一郎『判例からみた遺留分減殺請求の法務・税務・登記 [第2版]』(中央経済社・2016年) 9頁～10頁。
- (33) 川阪宏子『遺留分制度の研究』(晃洋書房・2016年) 109頁。
- (34) 青竹美佳「遺留分制度の機能と基礎原理(二)」法学論叢155巻3号34頁～36頁(2004年)。
- (35) 久保内卓元東京高裁判事「遺言・遺留分の実態と理論」公益財団法人日弁連法務研究財団第10回専門家養成研修レジユメ(永石・前掲注(32) 7頁)。
- (36) 二宮周平『家族法 [第4版]』(新生社・2013年) 456頁。
- (37) 遺留分減殺請求が権利濫用に該当するとされた事案を紹介する。①仙台地裁秋田支判昭和36年9月25日は、養子Pが、養家を去り養父母を扶養せず、養父母の面倒をみた事実上の養子Qに対する贈与につき、「遺留分減殺請求をしたことは、権利濫用に該当する」とした、②東京高判平成4年2月24日判タ803号236頁は、約21年間、被相続人と同居して世話をした弟Xに対し、遺産の土地を取得させる旨を同意していた兄Yが、相続開始後、「遺留分減殺請求をしたことは、権利濫用に該当する」とした。
- (38) 東京地判平成15年6月27日金法1695号110頁等。
- (39) 永石・前掲注(32) 276頁。
- (40) 永石・前掲注(32) 11頁。
- (41) 川阪・前掲注(33) 42頁。

- (42) 泉久雄「贈与等の目的である各個の財産についての価額弁償」民商124巻6号44頁(2001年)。
- (43) 西希代子「遺留分制度の再検討(一)」法学協会雑誌123巻9号1706頁(2006年)。
- (44) 各説の内容は、中村也寸志「最判平成14年11月5日民集56巻8号2069頁批評」ジュリ増刊「最高裁：時の判例Ⅱ」298頁～299頁が詳しい。
- (45) 島田充子「最判平成14年11月5日民集56巻8号2069頁批評」判タ1154号137頁(2004年)、浅井弘章「同判批」銀行法務21第630号52頁(2004年)。
- (46) 遠藤弘「生命保険金請求権と相続」学習院大学研究年報(7)41頁以下(1960年)。
- (47) 千藤洋三「最判平成14年11月5日民集56巻8号2069頁批評」ジュリ1246号82頁(2003年)。
- (48) 中村也寸志「同判批」法曹時報56巻4号239頁(2004年)。
- (49) 潮見佳男「同判批」判例セレクト2003(民法12)24頁。
- (50) 田邊光政「同判批」私法判例リマックス28号80頁(2004年)。
- (51) 道垣内弘人『信託法(現代民法別巻)』(有斐閣・2017年)62頁。
- (52) 能見善久「財産承継的信託処分と遺留分減殺請求」トラスト未来フォーラム編『信託の理論的深化を求めて』(公益財団法人トラスト未来フォーラム・2017年)124頁。
- (53) 沖野眞巳「新しい信託法に期待するもの」NBL832号21頁(2006年)。
- (54) 沖野(水野編)・前掲注(25)52頁。
- (55) 寺本振透編『解説新信託法』(弘文堂・2007年)160頁。
- (56) 平成18年1月12日法制審議会信託法部会第28回会議議事録33頁は、「後跡継ぎ遺贈型の信託によって、遺留分制度を潜脱することができないことにつきましては、当部会において異論のないところであると思われれます。そして、この場合の法律構成といたしましては、前回資料でも御紹介いたしましたとおり、すべての連続受益者との関係で委託者が死亡した時点において、一定内容の受益権が付与されたものとして、必要な算定がなされることになるものと考えているところでございます」と述べる。
- (57) 本文IV3の事案を、法制審議会信託法部会第29回会議議事録の議論にあてはめると、第2次受益者による受益権の取得の段階でのみ遺留分を考えるべきとなる。
- (58) 能見・前掲注(52)142頁。
- (59) 寺本振透編・前掲注(55)161頁、川阪・前掲注(33)172頁。
- (60) 加藤祐司「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託と遺産分割及び遺留分減殺請求」判タ1327号21頁(2010年)。なお、新井誠監修『コンメンタール信託法』(ぎょうせい・2008年)295頁、第一東京弁護士会総合法律研究所遺言信託実務研究部会編『遺言信託の実務』(清文社・2010年)168頁参照。
- (61) 星田寛「財産承継のための信託(受益者連続信託)の検討」能見善久編『信託の実務と理論』(有斐閣・2009年)51頁は、「遺留分減殺請求により直ちに信託の効力を失うと解することはできない。遺言者の真意または信託目的、受益債権に対する減殺請求の割合またはその額等により、信託の効力の喪失が判断されると解される」と述べる。また、飯田富雄「遺言信託に関する考察」信託20号16頁(1954年)によれば、受益権は遺言書に定めた受益者から遺留分権利者に帰属し、遺留分権利者が受益者となる。減殺の効果として、受益権の帰属に変動を生じるが、遺言信託の効力を消滅させるものではなく、受託者に対し信託財産の返還を請求することは許されないとする。遺言者の意思に反するためである。
- (62) 大阪谷公雄『信託法の研究(下)』(信山社・1991年)384頁。
- (63) 道垣内弘人「信託設定と遺留分減殺請求」(能見編)・前掲注(61)62頁。

- (64) 道垣内 (能見編)・前掲注 (61) 64頁～65頁。
- (65) 遺留分減殺請求の相手方に関する学説上の分類は、次のようになる。第1に、受託者説は、信託設定により被相続人から受託者へ信託財産の所有権が形式的に移転したことをもって遺留分侵害行為と捉え、受託者を相手方として当該財産の返還を求めるものである。遺留分侵害の相当額を、請求者に価額弁償することで、信託は維持される。第2に、受益者説は、信託設定により受益者が受益権という信託財産の実質的利益を取得することが遺留分侵害行為と捉え、受益者を相手方として受益権の返還を求めるものである。第3に、受託者+受益者説は、遺留分が受託者への信託財産の形式的な所有権移転および受益権取得による受益者への実質的な利益移転の双方により侵害されるとする。遺留分減殺請求の相手方は、受託者および受益者の双方であるとする (三枝健治「遺言信託における遺留分減殺請求」公証法学40号43頁 (2010年))。
- (66) 受託者説では、遺留分減殺請求は、遺留分を侵害する委託者の処分行為を取り消すことを理由に、受託者が相手方になるとする (寺本振透編・前掲注 (55) 161頁～162頁)。川淳一教授は、「遺言による処分は受託者に対してされるため、遺留分減殺請求の相手方は受託者である」とする (川淳一「受益者死亡を理由とする受益者連続型遺贈」野村豊弘=床谷文雄編著『遺言自由の原則と遺言の解釈』(商事法務・2008年) 28頁)。能見教授は、「信託行為減殺説では信託自体の効力を否定するのであるから、減殺請求の相手方は受託者 (信託行為の当事者ないし信託行為の直接の相手方) と考えるのが適当である。詐害行為として信託自体を取り消す場合に、被告は受託者とされているのと同様である (信託11条1項。)」と指摘する (能見・前掲注 (52) 130頁)。
- (67) 道垣内 (能見編)・前掲注 (61) 62頁～63頁。
- (68) 四宮・前掲注 (23) 160頁。
- (69) 道垣内・前掲注 (51) 63頁。
- (70) 能見・前掲注 (52) 125頁。
- (71) 星田 (能見編)・前掲注 (61) 51頁。
- (72) 道垣内 (能見編)・前掲注 (61) 63頁～64頁。
- (73) 道垣内 (能見編)・前掲注 (61) 63頁。
- (74) 道垣内・前掲注 (51) 133頁。
- (75) 道垣内・前掲注 (51) 63頁。
- (76) 三枝健治「遺言信託における遺留分減殺請求」早稲田法学87巻1号45頁 (2012年)。
- (77) 川阪・前掲注 (33) 164頁。
- (78) 能見・前掲注 (52) 124頁。
- (79) 能見・前掲注 (52) 133頁。
- (80) 能見・前掲注 (52) 135頁。
- (81) 能見・前掲注 (52) 130頁。
- (82) 加藤・前掲注 (44) 23頁。
- (83) 加藤・前掲注 (44) 24頁。
- (84) 近藤英吉『判例遺言法』(有斐閣・1938年) 221頁～222頁。

(いながわ よしふみ)